

平成 2 2 年度

教育委員会 の 点検 ・ 評価 報告書

平成 23 年 11 月

海津市教育委員会

目 次

はじめに	1
I. 評価の流れについて	2
II. 評価の手法	3
III. 評価結果	
1. 事務事業評価	4
2. 教育委員会評価	5
3. 総 括	15
IV. 学識経験者からの意見	16
資料	
1. 海津市教育委員会点検評価実施要領	18
2. 事務事業評価一覧表	21

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととなっています。

海津市では、すでに企画部（市長部局）において、事務事業評価（行政評価）を実施しています。このため、前述法令による教育委員会の点検・評価については、その手法を活用しており、更に教育委員会が目指す方針に沿って教育行政が執行されているかの達成度に着目して最終評価を行っています。

また、「教育に関し学識経験を有するものの知見の活用」については、点検・評価の客観性を確保するためのものであり、岐阜大学名誉教授の岩田恵司氏に専門的な立場からご指導をいただいています。

I. 評価の流れについて

①点検・評価の内容

具体的な点検・評価の項目や、報告書の様式などについては、国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとなっています。

海津市では、すでに行政評価（事務事業評価）を実施しており、その手法を活用しているほか、更に教育委員会自らが最終評価を行っています。

②実施時期

平成 22 年度事業の点検及び評価は、平成 23 年度中に実施し、議会への提出及び公表を行うことが必要になります。

海津市では、平成 23 年度中に点検評価を実施し、学識経験者の意見を聴いて報告書をまとめています。

③議会への報告

議会への報告にあたっては、「報告書を作成し、議会に提出しなければならない」とこととされており、平成 23 年第 1 回臨時会に提出・報告し、その後公表します。

④一般への公表

公表の方法については、海津市のホームページに掲載するとともに、それぞれの分庁舎に報告書を置いて閲覧できるようにします。

Ⅱ．評価の手法

（１）評価対象事業

事務事業評価では、平成 22 年度に実施した事業のうち、教育委員会が所管する全事務事業 130 事業（細事業を含む）を対象としました。また、教育委員会が行う最終評価は、これを総合計画（基本計画）における教育部門（魅力ある教育・文化のまちづくり）の柱で分類し、24 の施策で評価を行っています。

（２）評価方法

事務事業評価表により、事業名、事業別予算名、事業種別、事業概要、事業目的、成果指標、活動指標を明らかにすることにより妥当性を判定しました。これにより、課題を明らかにするとともに、具体的な改善内容を自ら見出し、今後の方向性を検討する中で所属係長による 1 次評価と所属長による 2 次評価を経て、部局長による承認が行われています。

また、教育委員会では、教育委員会が目指す方針に沿って教育行政が執行されているかの達成度に着目して最終評価を行いました。

Ⅲ. 評価結果

1 事務事業評価

平成 22 年度の評価結果について、下記の分析表 1～2 において、それぞれ事業の「妥当性」「方向性」について集計を行いました。

分析表1 妥当性評価

	A	B	C	D	合計
件 数	126	0	3	1	130
構成比	96.9%	0.0%	2.3%	0.8%	100.0%

注) A～D の 4 段階で評価を実施

4 つのポイント (①過剰サービス②国・県重複サービス③民間競合サービス④類似・重複サービス) から評価を実施

A : 4 つすべての項目で妥当と判断されたもの

B : 3 つの項目で妥当と判断されたもの

C : 2 つの項目で妥当と判断されたもの

D : 妥当と判断された項目が 1 つ以下だったもの

分析表2 方向性評価

	A	B	合計
件 数	121	9	130
構成比	93.1%	6.9%	100.0%

注) A・B の 2 段階で評価を実施

A:継続

B:廃止

「妥当性」に関しては、ほとんどの事業について A 評価が占め、事業の妥当性が高いという評価をしています。

「方向性」に関しては、93.1%が継続としているのに対し、廃止（統合・完了）が 6.9%となっています。

2 分析表3 教育委員会評価

前述の「妥当性評価」「方向性評価」は、それぞれ行政改革に主眼が置かれた評価でした。

この教育委員会評価では、特に教育委員会が目指す方針に沿って教育行政が執行されているかの達成度に着目して評価を行っています。

(1) 全体の概要

教育委員会が所管する事務事業を総合開発計画の柱である24の施策に再編し、その施策ごとに教育委員会において点検評価を行いました。

	A	B	C	D	合 計
件 数	9	15	0	0	24
構成比	37.5%	62.5%	0.0%	0.0%	100.0%

注) A～Dの4段階で評価を実施

A：順調に達成しているもの

B：おおむね順調に達成しているもの

C：達成見込みであるが課題があるもの

D：順調でないもの

(2) 分野ごとの点検評価結果

① 教育委員会の活動状況	
i. 教育委員会会議の状況	A
ii. 調査・活動の状況	A
② 良好な学校教育環境の整備・充実	
i. 幼児教育の充実	B
ii. 学校教育の充実	B
iii. 教育設備内容の充実	B
iv. 子どもの心の問題と安全対策	B
v. 教職員の資質の向上	A
vi. 学校施設の耐震化	A
vii. 通学区域等の適正化	B
③ 生涯学習環境の整備・充実	
i. 各種学級・講座等の内容の充実	A
ii. 子どもの読書活動の推進	B
iii. 生涯学習施設等の整備・ネットワーク化	B
④ 青少年の健全育成	
i. 青少年の社会参加の促進	B
ii. 地域・家庭の教育力向上	A
iii. 指導体制の確立	B
iv. 青少年の非行防止	B
⑤ 文化の振興	
i. 文化にふれる機会の充実	B
ii. 文化活動の活発化	B
iii. 文化財の掘り起こしと施設の整備・充実	A
⑥ スポーツ活動の振興	
i. スポーツ施設の整備と有効活用	B
ii. 特色あるスポーツ活動	B
iii. スポーツ・レクリエーション活動の活発化	A
⑦ 地域間交流・多文化共生の推進	
i. 地域間交流の推進	A
ii. 多文化共生の推進	B

(3) 点検評価結果の詳細について

①教育委員会の活動状況

i. 教育委員会会議の状況

定例教育委員会 12 回、臨時会議 5 回を開催しました。会議では、海津市教育委員会教育長事務委任規則に従って教育長委任事務以外の事務について審議したほか、事務局より各種報告を受けました。また、委員相互の情報交換や、委員と事務局との意見交換を活発に行いました。

ii. 調査・活動の状況

(市内視察研修)

視察先：辛亥子育て支援センター、南部保育園、砂防ふれあいセンター
幼児教育と保育の充実を図るため、平成 22 年度に幼稚園と保育園の両方を所管するこども課を教育委員会に設置しました。このため、新しく所管することとなった保育に関しての施設を視察しました。

また、23 年度より市内に認定こども園が開園されるのに伴い、砂防ふれあいセンターに於いて、岐阜大学教育学部准教授による幼児教育の講演会を開催し、今後の幼保一体化の参考にしました。

(市外視察研修)

視察先：武佐認定こども園等（近江八幡市）

4 月に認定こども園をスタートさせた武佐認定こども園を、こども課職員と園長・副園長（3 名）も参加して視察研修を行いました。活発に意見交換が行われ、23 年度に開園する認定こども園の参考にしました。

(市教委訪問)

視察先：市内小中学校及び幼稚園・保育園

教育委員自らが、すべての小中学校及び幼・保育園を訪問し、教育活動の実情や各施設の状況を確認しました。

②良好な学校教育環境の整備・充実

i. 幼児教育の充実

保育に欠ける子どもの保育、延長保育、一時保育を、5 つの公立保育園で行いました。利用者のニーズに柔軟に対応をするため、職員間の連携や、協力態勢を強化する必要があります。

また、心身ともに健康で人間性豊かな子どもの育成を目指して、4 幼稚園とともに保・幼・小交流活動や地域との交流等を積極的に実施しました。

しかしながら、保育士・幼稚園教諭及び小学校教諭とのより緊密な連

携が課題となっています。

更に、幼児教育・保育検討委員会を3回、幼児教育研究会を5回開催しました。

また、平成23年4月からの幼児教育と保育のあり方について、保護者への説明を行いました。

こども課が平成22年4月に設置され、就学前の子どもについて幼児教育及び保育を一体的に進めています。子どもの育ちを主体とした質の高い教育・保育の提供に向け、更なる保育士・幼稚園教諭の資質向上を図るための研修会の充実の必要があります。

ii. 学校教育の充実

学校評議員会については、各小中学校でそれぞれ年間3回開催しており、外部の意見を受けて学校経営及び教育課程全般に関わる改善を進め、地域が誇る学校づくりに取り組みました。

また、障がいのある児童生徒の増加に伴う学級支援員や特別支援教育アシスタントの配置により、個別のニーズに応じた指導・支援を展開しました。今後も、落ち着いた活力のある授業や学校生活を確保するために、継続していく必要があります。

人権同和教育の推進は、あらゆる教育活動の中で進めていく必要があります。人権に関わる重大な事案も発生しており、より一層指導に関わる教材や内容の工夫、講師を充実していく必要があります。

また、小学校・中学校就学奨励事業は、近年の経済不況の長期化により経済的困窮世帯が増加傾向にあるなかで、就学が困難な児童・生徒を支援するために必要不可欠な事業として、今後も継続していく必要があります。

中学校ではキャリア教育に力を入れており、4校で393名の生徒が職場体験に参加しました。仕事の厳しさややりがいを学ぶとともに、地域の人とともに働き、社会人、職業人としてのマナー、礼儀を身につけ、将来の進路選択のあり方について学びました。進路学習に対する意欲が高まりつつあるため、今後も継続していく必要があります。

iii. 教育設備内容の充実

平成21年4月よりスタートした新学校給食センターにおいて、市内の園児・児童・生徒に安心・安全な学校給食を提供しました。

また、パソコンは小学校に484台、中学校に266台設置されています。

高須・今尾小学校に、太陽光発電設備を設置し、省エネルギー効果や仕組みを、環境学習教材として役立てました。

各施設の維持修繕については、小学校で67件、中学校で24件、幼稚園で8件、保育園で2件の修繕を行っており、計1,146万円を費やしています。児童・生徒が安全に活動できるように、今後も計画的に実施す

るとともに、緊急なものについては迅速に対応していく必要があります。

iv. 子どもの心の問題と安全対策

市教育委員会では、不登校の状態にある児童生徒に対して、不登校児適応児童教室相談員を設置して学校復帰・社会的自立を促しています。また、不登校、いじめ等の悩みをもつ子どもたちの相談にのったり、家庭訪問、校内巡視、学習支援などを行うほほえみ相談員のほか、専門的カウンセリングや校内教育相談活動、授業参観等を通しての環境面を含めた指導を行うスクールカウンセラーを各中学校区に設置しています。

一方、登下校時に不審者等の声かけ事案が発生している中、児童・生徒の登下校の安全を確保するため、午後3時に地域住民に見守りや声掛けをお願いする広報無線事業を行っています。今後も、学校安全サポーターによる見守り体制を継続するとともに、保護者や地域住民ボランティアによる活動を推進していかなければなりません。

更に、緊急時に児童・生徒の保護者や学校職員が、いち早く情報の共有化ができるように、全ての学校で統一したメール配信システムを持てるようにしました。しかしながら、登録をしていない保護者もあり、メール配信後に電話連絡をするなど、まだまだ連絡に時間がかかっています。今後、加入率100%に高めていく必要があります。

v. 教職員の資質の向上

海津市では、教育研究所を設置し、幼稚園教諭の研修や、30歳前後、40歳前後の教員を対象にした2種類の研修を位置づけ、今日的課題や教員一人一人の自己の課題に則して研修できるよう支援を行っています。

また、教育専門指導員を配置して、夏休みの期間に小中学校教職員を対象とした教育研究所講座を企画し、教職員が主体的に自らの資質を高めていく研修に取り組むことができるように支援しました。

更に、小中学校の教職員を対象に各教科研究部会、各種研究部会、管理研究部会等を開催し、研究の推進を図りました。今後も、研修視察先に県内の研究先進校や実践校を選定し、職員の研修の充実を図るよう努めます。

学校人権同和教育を推進するため、講演会を開催しました。講演会で学んだことは児童・生徒への日々の教育の中で活かされており、教職員一人一人の意識も変わってきました。今後、一層充実していく必要があります。

vi. 学校施設の耐震化

平成22年度は、海西保育園園舎と高須小学校南舎の耐震補強工事を行いました。これで、市内全ての保育園園舎と、小学校の校舎・体育館において耐震化が完了しました。

中学校では、城南中学校特別教室棟及び体育館が未実施であります、中学校適正配置事業との関連に意を配して対応しています。

vii. 通学区域等の適正化

関係機関との連携のもと、随時、通学路及び通学方法の検討を行うとともに、小中学生を対象とした市内の公共交通機関（養老鉄道・市営バス）が乗り降り自由となるキッズパスポート事業を開始しました。平成 22 年度は 76 人が利用しています。

南濃地域の中学校適正配置については、平成 21 年度に取得した用地の粗造成を行うとともに、城南中学校体育館の設計を行いました。（奥条・羽沢地区）

保護者・地域住民と協議していく必要があります。

③生涯学習環境の整備・充実

i. 各種学級・講座等の内容の充実

生涯学習講座として 58 講座を開催しており、3,986 人が受講しました。

また、IT 講習を開催してきており、平成 22 年度は 532 人が受講しました。パソコンのリース期間が平成 23 年度 5 月末日を以て満了し、今後のあり方を検討する必要があります。

ii. 子どもの読書活動の推進

市内には 3 つの図書館があり、年間入館者総数は 177,485 人、年間貸出総数は 264,630 点となっています。人口 1 人当たり利用冊数 6.8 冊、蔵書回転率 1.30 回の利用となっており、年間図書 6,773 冊、視聴覚資料 43 点を受入れました。

次に、読書支援事業については大型絵本、子ども用の本に関する雑誌情報を始め、ブックスタート、おはなし会、映画会など四季を通じて実施しており、事業回数 110 回、延べ 2,569 人の参加者がありました。

事業参加人数は、ほぼ目標達成ができましたが、やはり内容にマンネリ化が生じており、検討していく必要があります。

また、学校図書館司書との連携を図っていくことが必要です。

平成 21 年度から、Web 予約により自宅パソコンから 24 時間予約申込みや、現在の貸出状況・予約状況を確認できる事業を行っております。そのため一人でも多くの方に図書館を利用いただくために、利用者登録の推進を図っていく必要があります。

iii. 生涯学習施設等の整備・ネットワーク化

市内には、ちびっ子広場が 63 箇所設置されており、平成 22 年度は草場、西島等 7 つの自治会事業に、1,709 千円の補助を行いました。

また、海津公民館、海西公民館、プラザしもたど、福祉センター、文

化会館、生涯学習センター、働く女性の家、勤労青少年ホーム、農村環境改善センター（3地区）、南濃コミュニティ施設といった施設において生涯学習が進められています。しかしながら、多くの施設において老朽化がみられ、改修費が増加傾向にあります。今後、全面改修等を計画的に実施する必要があります。

④ 青少年の健全育成

i. 青少年の社会参加の促進

「平成23年成人の集い」については、平成19年度から新成人より実行委員を募り、新成人自らの手により開催しています。397人（該当者481人）の参加を得て、出席率83%、対前年比3%減となりました。

一方、子どもの様々な体験活動を企画・運営し、地域の有志をもって子どもの活動を支援する「子ども支援センター」は、「いちご狩りと清掃活動」の事業を行い、57人の参加がありました。また、情報誌「げんキッズ」を4回発行しました。しかしながら、参加者及び指導者が不足しているため、事業のあり方、方針を検討していく必要があります。

ii. 地域・家庭の教育力向上

子ども会育成連絡協議会では、育成指導者研修会、インリーダー・ジュニアリーダー研修会、子ども会大会を開催したほか広報誌「かいづつ子」を年2回発行しました。単位子ども会では、毎月第4土曜日を活動の日と位置づけています。今後、育成指導者やジュニアリーダーを養成する必要があります。

一方、文部科学省委託事業として展開されてきた家庭教育支援事業を平成22年度より市独自の事業として行っており、推進協議会を2回開催したほか、家庭教育講座等を計55回行いました。

地区事業、子育てに関する相談活動については、延べ2,466人の参加者がありました。

iii. 指導体制の確立

青少年育成市民会議を開催して青少年の健全育成に努めています。市民会議では青少年育成の指導者やスポーツなどで活躍した方の表彰を行っているほか、青少年の主張及び青少年育成関係団体実践活動発表を実施しました。本大会には230人が参加しましたが、平成21年度より183人の減少となりました。ホームページ等のメディアを利用し、出席者の拡大を図る必要があります。

P T A 連合会、少年補導員協議会、青年団体連絡協議会、地域女性団体等8つの社会教育団体が活動しており、補助金1,017千円を交付するなどして支援しています。

今後も、厳しい財政環境の中で、活動の活性化を促し、補助金の有効

活用を図る必要があります。

iv. 青少年の非行防止

青少年育成推進委員会（岐阜県青少年育成推進指導員 1 名・青少年育成推進員 18 名）を組織し、年 12 回の定例会（員会）を行っています。

今後、積極的な P R 活動や行事の企画・運営を行い、地区活動への参加者を増やしていく必要があります。

⑤文化の振興

i. 文化にふれる機会の充実

生の舞台芸術に触れる機会を与え、豊かな心を育むことを目的に舞台芸術鑑賞・文化講演会等を開催しています。平成 22 年度は、ロボットの歴史や仕組みを学習し、実際の動きを見ることにより科学技術の素晴らしさや、意識の向上を図るために、「ロボット展」を 3 日間開催し、702 人の入場者がありました。

また、魅力的かつ興味をいだける館運営と入館者の増加を図るため、歴史民俗資料館では特別展を開催しました。延べ開催日数 15 日、延べ来場者数が 1,077 人と、平成 21 年度と比較すると来場者数が減少しており、常設展示の入替工夫や特別展の開催方法、企画内容を検討する必要があります。

ii. 文化活動の活発化

市民の文化レベルの向上と優れた芸術作品の公開を目的に、小・中学生、一般を対象に文化展（絵画・書・水墨画等）を 3 日間開催しました。展示作品数 302 点、1 日当たりの来場者数は約 225 人でした。また、文化協会は会員数約 2,004 人で、平成 21 年度よりやや減少したものの、市民が主体的に文化活動ができる団体として期待されており、補助を行いました。

iii. 文化財の掘り起こしと施設の整備・充実

文化財の保存継承を促進するため高田の甘酒まつり、今尾左義長、早川邸改修、梶屋社叢に補助を行いました。

平成 20 年度より実施している国庫補助事業の遺跡分布調査を行い、埋蔵文化財包蔵地の確認を行いました。

また、緊急雇用創出事業により文化財刊行図書のデジタル化、出土遺物の台帳整備等を実施しました。

一方、歴史民俗資料館では、郷土文化を広く市民に普及するため、春・秋にはかいづの能・狂言、さらには子ども狂言の公演を開催したり、市内の小中学生を対象に、堀田の体験学習や古代体験の出前講座等を行いました。

⑥スポーツ活動の振興

i. スポーツ施設の整備と有効活用

市内には 22 の体育施設があり、年間延べ 284,837 人が利用しています。全体的に施設が老朽化しており、今後修繕費の増加が懸念されます。市民に安全・安心な施設を利用して頂くため、施設の適正な維持管理が必要です。

なお、平成 24 年ぎふ清流国体バレーボール競技開催のために、南濃体育館の改修整備を行いました。

一方、市民プールは、指定管理者制度を導入し、コスト削減ときめ細かなサービスの提供を図っています。年間の利用者数は、延べ 45,174 人で、昨年度より 3,041 人の増となりました。

今後も、継続してサービスの向上に努める必要があります。

ii. 特色あるスポーツ活動

長良川国際レガッタコースでは、第 30 回全日本中学選手権競漕大会（参加 37 団体、209 クルー）が開催されました。

また、長良川サービスセンター西側市有地の一部を招致しており、更なる P R 活動と誘致が求められています。

iii. スポーツ・レクリエーション活動の活発化

平成 22 年度の軽スポーツ教室の開催回数は 125 回、延べ 2,581 人が参加しました。

また、総合型地域スポーツクラブ「スマイルクラブこん平田」が平成 21 年 2 月 28 日に設立されており、海津地域・南濃地域でも設立に向けた調査及び検討が行われました。その結果、平成 23 年 3 月 26 日に「南濃スポーツクラブ」が設立されました。

一方、平成 24 年ぎふ清流国体カヌー、バレーボール、トライアスロン、ビーチバレー競技開催のため、ジャパンビーチバレー大日本印章オープン、中部日本 6 人制バレーボール総合男女選手権大会、先催県の千葉県、山口県のカヌースプリント競技リハーサル大会の視察を行い、リハーサル大会や本大会の円滑な運営に向け、調査・研究を行いました。

また、国土交通省木曽川下流河川事務所に整備頂いた「長良川サービスセンターサンドコート」のオープニングセレモニーを、第 30 回全国豊かな海づくり大会のサテライト事業として開催し、ビーチバレーをはじめとするサンドコートの供用開始を知らせました。

更に、第 65 回国民体育大会東海ブロック大会カヌー競技を開催し、審判員資格取得者の研修を行いました。その他、ぎふ清流国体海津市実行委員会の平成 22 年度総会、第 3 回常任委員会、第 2 回・3 回専門委員会を開催し、種々準備を行いました。

⑦地域間交流・多文化共生の推進

i. 地域間交流の推進

霧島市生徒交流事業には、海津市の高校生 6 人、中学生 18 人が参加しており、5 月 23 日から 25 日に霧島市を訪問し、ホームステイ・学校交流会・薩摩義士顕徳慰霊祭に参列しました。また、8 月 25 日から 27 日に霧島市の中高生が海津市を訪れて友好親善を深めています。

一方、7 月 24 日から 7 月 27 日に酒田市の小学校 5・6 年生 20 人が海津市を訪問、ホームステイするなど交流をしました。

しかしながら、小・中・高校生の参加者を確保することが難しくなっており課題となっています。

ii. 多文化共生の推進

学校における語学・外国文化への理解や、学習強化を図るため、小学校 3 人、中学校 3 人（延べ人数）の A L T を配置。延べ訪問日数は小学校 203 日、中学校 476 日でした。

また、小学校には、英語インストラクターを配置し、楽しく英語を学べるようにしています。今後は、より柔軟な対応が可能である委託から派遣への変更を検討していく必要があります。

2 総 括

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本的方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体の教育行政事務を執行するものです。

このため、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高いものと考えられます。

行政評価システムを活用することによって、教育委員会の執行状況について点検・評価を実施したところですが、その内容等については、報告を受ける議会や地域住民の意見を踏まえて、随時改善していく必要があります。

行政評価システムのねらいの一つは「コスト意識の高揚」です。コストの推移を総合開発計画実施計画年度まで記載することで、事業の継続性と財政計画の必要性を職員自身が意識することが必要であり、今後の予算編成作業に活かすことが求められます。

一方、教育委員会が行った最終評価については、前述の行政評価という観点からの事務事業評価とは切り口を変えて、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックしました。

その結果、A（順調に達成しているもの）が37.5%、B（おおむね順調に達成しているもの）が62.5%となり、21年度に比べA評価が1つ増え、4.2%の増となりました。22年度もほぼ計画通りに教育行政が行われているといえます。

しかしながら、未だ課題がある事業もあり、解決に向けて更なる努力が必要です。

今後も、更にコスト意識を高めるとともに、教育委員会が立てた基本方針に向かって、取り組んでいく必要があります。

iv. 学識経験者からの意見

平成２２年度海津市教育委員会点検評価に関する意見書

岐阜大学名誉教授 岩田 恵司

意見書作成にあたり

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条２の定めにより教育委員会から提出を受けた資料及び平成２３年１１月７日の教育委員の皆様との懇談をもとに意見を述べさせていただきます。

海津市では魅力ある教育・文化のまちづくりの視点に立って平成２１年度より教育基本計画を計画し、これに沿い平成２２年度の事業計画を立案・実施されました。同法律第２７条に定める教育委員会の点検・評価書作成に関して、まず、教育委員会ではその職務権限にかかわる事業及び活動を、適切に整理区分し事務事業評価表にまとめられました。次に、それをもとに教育委員会の点検・評価報告書としてまとめられました。教育委員の方々との懇談を通して海津市では教育に関する今日的な課題を的確にとらえると共に海津市の地域としての課題を踏まえ、教育委員会と市長部局及び議会との密接な連携協力体制が構築されており教育委員会が効果的に機能していると感じました。行政改革では財政支出の抑制がより求められています。今後教育委員会の諸事業についても社会教育関係の諸事業③⑤⑦の市民参加型事業については参加者の意見を聴取しつつ受益者負担の方向性を打ち出していく必要があると考えます。教育委員会はこれらの事業に関しては一層の企画力が求められていくものと考えられます。一方、人口減少社会の到来に備え、子供の教育については今まで以上に行政が最優先に資金を投入し、成果を上げていくことが求められます。その意味で、教育委員会の「②良好な学校環境の整備・充実事業」は最重点事業であり教育委員会の権限と責務はより重要な位置づけにおかれると考えます。

以下、報告書にある分野ごとの点検評価結果にもとづいて意見を述べさせていただきます。

点検・評価報告書に基づいた意見

① 教育委員会の活動状況

適切に機能していると考えました。

② 良好な学校教育環境の整備・充実

教育委員会に課せられる最大の職務は学校教育の充実にあります。しかし、義務教育の充実には家庭教育、就学前教育、地域社会の協力抜きにはあり得ません。海津市内の小中学校は、教育委員会の指導により、義務教育諸学校における学校評価ガイドラインに則って積極的に学校関係者評価を行っています。学校及び関係者が評価を指導改善に資するためのものと位置づけ行われており、学校評価ガイドラインの趣旨に則った事業であると考えております。この事業が有効に機能していると考えております。

就学前教育の充実一環としてこども課の設置とこれに関わる事業及び今

後の幼小の連携事業は家庭の教育力育成のためにも着目すべき事業であると考えます。

それとともに、中高の連携に関しては、キャリア教育の面からも今後も意欲的に取り組む必要があるといえる事業であります。

今後とも、教育委員会には、学校統合、就学前教育の充実のための設備整備、義務教育での学力学習状況の把握と課題の整理、効果的な教員研修のあり方等の課題を踏まえ、いっそう各機関及び関係者と一致協力し改善に努められることを期待しております。

③ 生涯学習環境の整備・充実

教育委員会に求められるものは個人の要求にこたえることなく、市全体として必要と考えられる学習内容に関する企画であり環境整備であると考えます。④の i ii iii ⑤の i ii ⑥などの事業内容もこれに深く関連しているといえます。適切に機能していると考えます。

その他（④の iv ⑤の iii ⑦）

まちづくりの一環でもあり、今後とも市全体の計画の中で適切に事業がおこなわれるよう期待しております。

資 料

海津市教育委員会点検評価実施要領

（目的）

第1条 この要領は、海津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が自ら点検評価を行うことにより、本市における教育の推進体制を一層充実させるとともに教育委員会が目指す方針に沿って教育行政が執行されているかの達成度をチェックし、もって市民への説明責任を果たすために必要な事項を定めることを目的とする。

（点検評価の実施及び知見の活用）

第2条 教育委員会は、前年度の教育委員会の取組みについて、点検評価を行う。

2 教育委員会は、前項の点検評価を適正なものとするため、外部の学識経験者の意見を聴かなければならない。

（評価事項）

第3条 教育委員会は、前年度の教育委員会の取組みについて、次の各号に掲げる内容の点検評価を点検評価表により実施する。

（1）事務事業の執行状況 事業別予算に掲げる事業の執行状況及びその成果

（2）点検評価 それぞれ区分された視点から点検評価を行い、その問題点と具体的改善内容の検討

2 前項の点検評価表は、海津市が実施する事務事業評価表をもって、これに替えることができる。

（点検評価の手順）

第4条 点検評価を実施するに当たっては、次の各号に掲げる手順に沿って行う。

（1）教育委員会事務局の所属長は、その所管する事務事業等について第1次評価を行う。

（2）教育委員会事務局長は、教育委員会が所管する事務事業等について第2次評価を行う。

（3）教育委員会は、第1次評価及び第2次評価の結果を基に教育委員会が目指す方針に沿って教育行政が執行されているかに着目して最終評価を行う。

（4）教育委員会は、第2条第2項に規定する学識経験者の意見を聴いたうえで評価結果を報告書にまとめ、議会に提出する。

（5）教育委員会は、前項の報告書を海津市のホームページに掲載するほか、所定の場所に設置して閲覧に供することによりその概要を公表する。

（庶務）

第5条 点検評価の庶務は、教育総務課において行う。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項

は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成２０年１２月１８日から施行する。

魅力ある教育・文化のまちづくり

教育委員会の活動状況

教育委員会会議の状況

教育総務事務事業	(教育総務)
教育委員会運営事業	(")

調査・活動の状況

教育委員研修事業	(教育総務)
----------	--------

良好な学校教育環境の整備・充実

幼児教育の充実

高須保育園運営管理事業	(こども)
今尾保育園運営管理事業	(")
海西保育園運営管理事業	(")
西島保育園運営管理事業	(")
南部保育園運営管理事業	(")
特別保育事務事業(こども課)	(")
特別保育事業(高須保育園)	(")
特別保育事業(今尾保育園)	(")
特別保育事業(海西保育園)	(")
特別保育事業(西島保育園)	(")
特別保育事業(南部保育園)	(")
地域子育て支援拠点事務事業(こども課)	(")
地域子育て支援拠点事業(高須保育園)	(")
地域子育て支援拠点事業(今尾保育園)	(")
地域子育て支援拠点事業(南部保育園)	(")
公立保育園運営管理事業	(")
私立保育園運営事業	(")
病児・病後児保育事業	(")
保育所食育推進事業	(")
海津市保育協会研修事業(補助金)	(")
次世代育成支援対策事業	(")
留守家庭児童教室運営事業	(")
地域活動事業	(")
障がい児保育事業	(")
高須幼稚園管理運営事業	(")
高須幼稚園教育指導事業	(")
石津幼稚園管理運営事業	(")
石津幼稚園教育指導事業	(")

	城山幼稚園管理運営事業	(")
	城山幼稚園教育指導事業	(")
	下多度幼稚園管理運営事業	(")
	下多度幼稚園教育指導事業	(")
	幼稚園管理事業	(")
	幼保一体化推進事業	(")
学校教育の充実		
	小学校10校運営事業	(学校教育)
	小学校就学奨励事業	(")
	中学校4校運営事業	(")
	中学校就学奨励事業	(")
	学級支援員等設置事業(小学校)	(")
	小学校人権同和事業	(")
	学級支援員等設置事業(中学校)	(")
	職場体験学習補助事業	(")
	中学校人権同和事業	(")
教育設備内容の充実		
	学校校舎太陽光発電設備設置事業	(教育総務)
	各小学校施設維持	(")
	各中学校施設維持	(")
	各幼稚園施設維持	(")
	各保育園施設維持修繕事業	(")
	日新中学校体育館屋根防水工事	(")
	教育用パソコン活用事業(小)	(学校教育)
	小学校教育振興事業	(")
	教育用パソコン活用事業(中)	(")
	中学校教育振興事業	(")
	幼稚園教育振興事業	(こども)
	学校給食センター運営管理事業	(給食センター)
子どもの心の問題と安全対策		
	学校安全サポーター事業(小)	(学校教育)
	学校安全サポーター事業(中)	(")
	不登校児適応児童教室相談員設置事業	(")
	学校教育指導事業	(")
	ほほえみ相談員設置事業	(")
	スクールカウンセラー設置事業	(")
	小学校メール配信システム運用事業	(")
	中学校メール配信システム運用事業	(")







